もく 目 次

1.経営主体・・・・・・・・・・・・・・・2~3ページ
2.利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
3. サービスの目的・運営方針 ・・・・・・3~4 ページ
4. サービスに係わる施設・設備等の概要・・・・4~5ページ
5. サービス提供職員の設置状況 ・・・・・5~7ページ
6. 日中一時支援 (日帰りショート)
サービス提供内容・・・・・7ページ
7. 利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・7~8 ページ
8. 利用者の記録及び情報の管理・・・・・・8~9 ページ
9. 緊 急時の対応・・・・・・・・・・・・・・9ページ
10. 医療機関について ・・・・・・・・9ページ
はうぼう くじょうなどもうしたてさきおよ 11. 要望・苦情等申立先及び
ぎゃくたいぼうし かんするそうだんまどぐち 虐待防止に関する相談窓口・・10ページ
12. 非常災害時の対応 ・・・・・・・・・10~11 ページ
13. 当事業所ご利用に際しご 留意いただく事項 ・11~12 ページ

していしょうがいしゃしえんしせっ 指定障害者支援施設

あなたに対する指定障害者支援施設サービスの提供にあたり、厚生労働省令第172号第7条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要な事項です。

1. 経営主体

名称	せきかいをくしほうじん しょうせいさん 社会福祉法人 松星苑					
所在地	やまぐちけんくだまっしいくの やみなみ 山口県下松市生野屋 南 1-12-1					
でんわばんごう電話番号	0833-45-2425					
FAX番号	0833-44-8919					
ホームページアドレス	http://www.shouseien.net					
メールアト゛レス	dai2shou@kvision.ne.jp					
だいひょうしゃしめい代表者氏名	りじちょう はらだただかた 理事長 原田正剛					
せつりつねんがっぴ 設立年月日	昭和51(1976) 年6月7日					
まうでん	昭和 51 (1976) 年 社会福祉法人 松星苑 設立 (現第1しょうせい苑) 昭和 52 (1977) 年 知的障害者更生施設 しょうせいえん設立 (現第1しょうせい苑) 昭和 58 (1983) 年 知的障害者更生施設 しょうせいえん過所部 開設 昭和 59 (1984) 年 民間生活ホーム開設 (現 障害者グループホーム松星苑 第1ホーム) 昭和 60 (1985) 年 民間生活ホームを松星苑第一グループホーム松星苑 第2ホーム) 平成 1 (1999) 年 松星苑 第二グループホーム開設 (現 障害者グループホーム松星苑 第2ホーム) 平成 11 (1999) 年 知的障害者更生施設 第2しょうせいえん開設 (現 障害者グループホーム・松星苑 第2ホーム) 平成 17 (2005) 年 第1しょうせい苑・第2しょうせいえん開設 (現 第2しょうせい苑) 平成 17 (2005) 年 松星苑第1 グループホームを協量が第2 グループホーム を基連が第2 グループホーム 開設 (現 第2しょうせい苑) 平成 17 (2005) 年 新1しょうせい苑・第2しょうせいえん開設 (現 第2しょうせい苑) 第2 しょうせい苑・松星苑第1 グループホーム・松星苑第2 グループ ホームへ名 称変更 松星苑第3 グループホーム 開設 管害者グループ・ケアホームを障害者自立支援法庫行により 障害者グループ・ケアホーム松星苑に移行 相談支援センターしょうせい苑 開設 平成23 (2011) 年 障害者グループ・ケアホーム松星苑第4ホーム 開設 平成23 (2011) 年 障害者総合支援法に基づき松星苑グループホーム、移行 平成27 (2015) 年 就労継続B型事業所 ゆたか苑 開設					
ほうじん とくしょく	平成27 (2015) 年 就 労継続B型事業所 ゆたか死 開設					
法人の特色	「愛」を基本理念とし、それでれの他級が特色を生かし、知的障害者の個々の人格の尊重と、援助文援を通じて可能な限りできます。 の生活自立および社会自立と社会参加を図り、地域福祉への貢献にも努めます。					

₩ LTNLょうがNLやLえんしせつ だい えん じゅうようじこうせつめいしょ 指定障害者支援施設 第1しようせい苑 重要事項説明書

はうじん しょゅう 法人が所有 する施設 たまずいしょしなします。 新 1 しょうせい苑(生活つかご しょうじょじょん たんまじゅうしょなど 無 1 しょうせい苑(生活介護・施設入所支援・短期入所等) しょうじょしょなと 第 2 しょうせい苑(生活介護・施設入所支援・短期入所等) しょうじょしょなど 第 2 しょうせい苑(生活介護・施設入所支援・短期入所等) で書者 ブループホーム松 星苑(共同生活援助)

障害者グループホーム松星 免(共同生活接取 そうだんし えん 相談支援センターしょうせい苑(相談支援)

就労継続B型事業所 ゆたか苑 (就労継続B型)

りょうしせつ **2. 利用施設**

ま業所の種類	していしょうがいしゃしえんしせっ 指定障害者支援施設
ェデェラレェ 事業所の名称	第1 しょうせい苑
ままうしょ しょざいち 事業所の所在地	やまぐらけんくだまっしいくの やみなみいっちょうめ ばん ごう 山口県下松市生野屋南一丁目7番11号
事業所番号	3 5 1 5 3 0 0 0 2 2
していび 指定日	平成23 (2011) 年10月 1日
でんわばんごう	0833-43-9810
FAX番号	0833-43-7300
ホームページアト・レス	http://www.shouseien.net/1syousei/
メールアト゛レス	syouseien@kvision.ne.jp
*************************************	施設長・弘津・亨
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	岡本 英樹・弘津 亨
サービスの	下松市・周南市(昼間実施サービス)
_{じっしちいき} 実施地域	しせっにゅうしょしさん たんきにゅうしょ じっしちいき せいげん ※施設入所支援・短期入所は実施地域の制限はありません
tw たいしょうしゃ 主たる対象者	知的障害者
	施設入所支援事業 48名
できょうおよ ていいん 事業及び定員	生活介護事業 67名
サ 兼 東 次 い 止 貝	短期入所事業 3名
	日中一時支援 (日帰りショート) 7名
開設年月日	昭和52(1977)年7月 1日

3. サービスの目的・運営方針

(1) 目的

たいしょうしょしょんじぎょう。ないしょうしゃない。 施設入所支援事業、または生活介護事業の対象者に対し、当施設において日中活動と併せて、夜間など、等における入浴、排泄、食事の介護等を提供することを目的として、障害者施設において必要なサービスの提供を行います。

(2) 運営方針

「愛」を運営理念とし、次に掲げる方針により運営します。

- ① 利用者一人ひとりのニーズとエンパワメントを尊重し、「個別支援計画」に沿ったより質の高い支援を ・ はお ・ 通して、より自立した豊かな社会生活が営めるように支援します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって施設障害福祉サービスを提供するように努めます。
- ③ できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町、指定 しょうがいとしえんしせっ しょうがいるくし できょう おこな もの た ほけんいりょう また ふくし 障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携に努めます。
- ④ 「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令172号)に定める内容の他、各関係法令を遵守し事業を実施します。

かか しせつ せつびとう がいよう **4.サービスに係わる施設・設備等の概要**

(1) 施設

(工) 旭畝	
	本館:鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建
	1階 81.12 ㎡ 2階 1496.79 ㎡ 3階 136.11 ㎡
	でではんぶきひらやだて 作業棟本館:鉄骨造スレート・鉄板葺平屋建
	174.15 m²
こうぞうおよ めんせき 構造及び面積	和 (なごみ)・陶芸作業室:鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート葺2階建(1
	階は倉庫、2階は作業室)
	1階 47.60 ㎡ 2階 85.40 ㎡
	とうげいようかまばしつ けいりょうてっこつづくり ぶきひらやだて 陶芸用釜場室:軽量鉄骨造スレート葺平屋建 24.29 m²
	ますこ せんしょくしつ けいりょうてっこつづくり ぶきひらやだて 倉庫・染色室:軽量鉄骨造スレート葺平屋建43.20 ㎡

(2) 居室

きょしつ しゅるい 居室の種類	室数		備考
E Loo 個室	18	和室	# くっぱこ しゅうのうだな かんび も こ か 押入れ・タンス・靴箱・収納棚・エアコン完備。テレビ持ち込み可
2人部屋	1 6	和室	#Lい くっぱこ しゅうのうだな かんび も こ か 押入れ・タンス・靴箱・収納棚・エアコン完備。テレビ持ち込み可
団らん室	6	ょうしつ 洋室	収納棚・エアコン・テレビ完備。

(3) その他の設備

世のび、しゅるい 設備の種類		Lost j 室数	^{びこう} 備考	
	tus ()	1	79.20 m²	
	そうだんしつ 相談室	1	31.04 ㎡ 和室	
	お室 (脱衣場)	2	48.83 m ² 男女各1か所 (脱衣場エアコンあり)	
	医務室	1	18.98 m²	
	せいようしつ 静養室	2	39.96 m ² 医務室及び女性棟1か所	
ほんかん 本館	かいぎしつ会議室	1	25.94 m²	
平晤			男性棟3か所(内1か所身障用)	
	トイレ	1 0	女性棟2か所(内1か所身障用)	
			管理棟3か所 浴室脱衣場2か所	
	ショートステイ室	2	男女各1部屋	
	洗面所	4	男女各2か所	
	をもくてきしつ 多目的室	2	和室 洋室 台所 裕室 トイレ	
	たもくてき 多目的ホール	1	99.96 m²	
ふれあいホール	ちょうりば 調理場	1	ガスコンロ設置	
	トイレ	2	男女各1か所	
	きぎょうしつ 作業室	5		
*************************************	準備室	1	とうげいじゅんぴしつ なごみ (なごみ) 準備室	
	トイレ	3	男女各1か所と身障用	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

- ※全館冷暖房完備で、スプリンクラー等の防火設備を完備しています。
- ※施設は耐震構造で、地震時の避難場所、備蓄食糧等備えています。

5. サービス提供職員の設置状況

(1)職員体制

しよくしゆ	しょくいんすう		K Z	分		じょうきんかんざん	びこう	
職種	職員数	常	勤 非常勤		常勤換算	備考		
		専従	サルにん	サルじゅう 専従	サルにん			
施設長	1		1			1.0	福祉専門職資格等	
サービス管理責任者	2	1	1			1.2	サービス管理責任者資格等	
医師 (嘱託医)	1			1		0.1	医師	
養護師	2		1	1		1.4	看護師資格・福祉専門職資格等	
事務員	2		2			1.8	福祉専門職資格等	
生活支援員	3 1	2 3	2	8		27.8	福祉事門職資格等	
業養士	1	1				1.0	管理栄養士資格	
調理員	7	4		3		5.5	調理師免許	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、 上記の職種の職員を配置しています。

常勤換算とは、職員それぞれの適あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の 所定勤務時間数(適40時間)で除した数です。

(2) 職 員の勤務体制

職種	勤務体制		
施設 長	8:15~17:00		
サービス管理責任者	8:15~17:00		
看護師	8:15~17:00		
事務員	早日勤 (8:00~16:45)		
争 務 貝	遅日勤(8:45~17:30)		
	日勤 (8:15~17:00) <休日 (8:30~17:15) >		
生活支援員	早出 (7:00~15:45)		
	遅出 (11:30~20:15) <休日 (9:00~17:45) >		
	夜勤 (16:00~翌9:30)		

していしょうがいしゃしえんしせつ だい えん じゅうようじこうせつめいしょ 指定障害者支援施設 第1しようせい苑 重要事項説明書

業養 士	8:15~17:00
	早出(5:30~14:15)
調理員	日勤(8:15~17:00)
	遅出(10:15~19:00)

※勤務時間は必要に応じて、都度変更いたします。

(3) 日中一時ご利用の時間

- ② 営業時間 午前8時30分 ~ 午後5時(繁急時等はご相談下さい)

6. 日中一時支援(日帰りショート)サービス提供内容

日中一時支援の内容は、自立した日常生活を営む為に必要とする活動の場の提供と、利用者本人のかぞく しゅうろうおは、りょうしゃほんにん にっちゅうかいご かぞく いちじてき きゅうそく はか できょう であることから、支援家族の就労及び利用者本人を日中介護している家族の一時的な休息を図るための事業であることから、支援については見守りを中心に利用者の身辺処理を中心として、生活面での支援及び、急な体調の変化における対応を主とします。

でっちゅういちじしえん かか りゅういじこう
☆日中一時支援に係わる留意事項

- ・利用者の健康面、安全面及び施設の状況や支援体制により希望をされても利用の制限やお断りをする場合もありますので予めご承知ください。
- ・日中一時支援は見守りを主とした事業ですので、個人的な学習支援やレクリエーション支援はできかねますので、予めご承知ください。
- (1) 生活支援

りょうしゃ かいてき じかん す 利用者が快適な時間を過ごせるように以下の支援を 行います。

(2) 安全配慮・管理

りょうしゃ あんぜん す しせつない せつびとう あんぜんてんけん はいりょ しえん おこな 利用者が安全に過ごせるように施設内の設備等については安全点検に配慮し、支援を行います。

(3) 健康への支援

りょうしゃ しんしんじょうきょう 利用者の心身状況については、事前にお聞きし、健康状態の把握につとめ、衛生管理に注意を払い、利用者 が健康に過ごせるように支援します。

- でいちょう へんか み ばあい みもとひきうけにん れんらく ②体調の変化が見られる場合は身元引受人に連絡をします。
- ・受診が必要と判断される場合は、身元引受人に連絡をし、協議の上、利用者の指定医療機関(当苑の支援範囲内)

 **た とうじぎょうしょきょうりょくいりょうきかん じゅしん フは、当事業所協力医療機関に受診します。但し、受診等に要した費用は頂きます。(オプション)
- ・急激な心身の変調を示し、緊急対応を必要とされる場合は、緊急時のマニュアルに沿って救急車の手配をします。

(4) 服薬への支援

7.利用料金

お支払いいただく利用料は次の通りです。

(1) 当事業所を利用されるにあたっての利用料金

日中一時支援事業費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(各市町がそれぞれに定める基準により算出した額)を利用者負担金として事業者にお支払いいただきます。

なお かくしまち きだ りょうしゃふたんがくとう けいげんとう ていしょとくしゃ ふたんけいげんそ ちとう てきょう ばあい 尚、各市町の定めにより利用者負担額等の軽減等(低所得者の負担軽減措置等)が適用される場合は、こ かぎ の限りではありません。

かくしまち はっこう ちいきせいかつしぇんじぎょうじゅきゅうしゃしょう かくにん 各市町が発行する地域生活支援事業受給者証をご確認ください。

- (2) その他の費用の額は次の通りとします。 食費 昼 620 円 (低所得320円)
- (3) 以下の支援・サービスを希望でご利用される場合、費用は負担していただきます。

mh, L s く しこうひん 間 食・嗜好品	ま費
通信料	実費
しせつないぎょうじ たくべつ しょくじだい 施設内行事における特別な食事代	実費
特別に希望される食事	ま費
当苑の通常提供食事以外	
クラブ活動等に参加された場合の材料費等	実費
特別な移送・付添料	ま費
た りょうしゃこじん かん ひょう その他、利用者個人に関する費用	

(4)食事のキャンセル料について

りょうしゃ 利用者がサービス利用取り消し (キャンセル) をする場合は、利用予定日の前日までに申し出て下さい。当日 れんらく ばあい また れんらく な ばあい の連絡の場合、又は連絡が無い場合はキャンセル料 をいただきます。

ッキャンセル料 (食事の原材料実費相当額):昼食320円

りょうりょうきん しはらいほうほう(5)利用料金のお支払方法

とうじぎょうしょまどぐち げんきんしはら ねが げんそく へいじっ 当事業所窓口にて現金支払いでお願いします。(原則、平日の9:30~16:45)

(6) その他

りょうしゃ た りょうしゃ しぶっ じぎょうしょ たてものおよ まくじゅうきとう たい ひがい 利用者が、他の利用者の私物や事業所の建物及び器具什器等に対して故意に被害をもたらした場合は実費 弁償していただきます。

8. 利用者の記録及び情報の管理

- (1) 利用者へのサービス高生に関する事業者におけるサービス会議や他の事業者との連絡調整及び繁善時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙「個人情報提供高意書」に基づき対応いたします。事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理します。また、記録及び情報については契約終りを多ち管理保管します。閲覧、複写ができる繁音業務時間は、平旨の 9:00~17:00です。※土曜日も対応できる首がありますので事前にお問い合わせ下さい。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を持います。値し、サービス提供を持行う上での他事業者及び医療機関等との進絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、「個人情報提供同意書」による利用者の同意に基づき情報提供をいたします。

9. 緊急時の対応

利用者の「病」、状意う変等の繁急時には遠やかに医療機関への連絡等を持ついます。 医療機関への受診の必要が発生した場合は、マニュアルに基づき遠やかに対応いたします。 蒙族の芳への繁着連絡も併せて持つます。

10. 医療機関について

(1) 当事業所の嘱託医師

医師名 (病院名)	しんさつか 診察科	診察日	
ました のぶる おおたびょういん 吉田 延(大田病院)	精神科・神経科	が時	

(2) 当事業所の協力医療機関

いりょうきかん 医療機関	院長名	Luison bis 診察科目	所在地	でんかばんごう電話番号
しゅうなんきねんびょういん 周南記念病院	なかもとけん ぶ 中元賢武	^{そうごう} 総合	下松市生野屋南1丁目10番1号	0833-45-3330
くろかわびょういん 黒川病院	くろかわけんすけ 黒川健甫	のうげか しんけいないか 脳外科・神 経内科	しゅうなんし さっき ちょう 周南市五月町 8-19	0834-32-2015

(3) 当事業所の協力歯科医療機関

いりょうきかん 医療機 関	院長名	所在地	でんかばんごう
はらだしかいいん 原田歯科医院	^{はらだただかた} 原田正剛	下松市南花岡6-9-12	0833-43-1010

※上記の他、下記の病院にも通院が可能です。

世下ウィメンズクリニック 徳山中央病院 他

※遠方への受診文は受診が継続的になる場合や、人院時等は、ご家族により対応して道きます。

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情申立先

とうじぎょうしょ りょうそうだんまどぐち 当事業所ご利用相談窓口

くじょうかいけつせきにんしゃ 苦情解決責任者 施設長 弘津 亨

くじょううけつけせきにんしゃ 古人がちょう がかもと ひてき 苦情受付責任者 支援課長 岡本 英樹

くじょううけつけばこ せっち (苦情受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。担当者が不在の場合は事務所までお申し込みください)

ご利用時間 8:15~17:00

いちぶとようにちょうしゅくざいじつ ねんまつねんし たじぎょうしょ きゅうじつ のぞ (一部土曜・日曜・祝祭日・年末年始・その他事業所の休日を除く)

電話番号 0

0833 - 43 - 9810

ファックス番号 0833-43-7300

くじょうかいけつだいさんしゃいいん こうだただじろう こうだこうにんかいけいしょ むしょしょちょう 苦情解決第三者委員 神田忠二郎(神田公認会計士事務所所長)

電話番号 0833-43-3533

はぎわらひろこ おんがくかつどうしゅさいしゃ (音楽活動主宰者)

電話番号 0833-43-7298

高田愼二 (社会奉仕活動団体ロータリークラブ会長)

電話番号 0833-46-1631

やまぐちけんをくし 山口県福祉サービス苦情解決委員会

※ その他お住まいの市町の福祉相談窓口にご相談ください。

くだまっし くだまっししょうがいしゃぎゃくたいぼうし 下松市 下松市障害者虐待防止センター 0833-45-1835 休日・夜間 0833-45-1700

(下松市福祉支援課内)

光市 光市福祉総務課 0833-74-3001 休日・夜間 0833-74-3000 (22 時まで)

0833-72-1400(22時以降)

ぎゃくたいぼうし かん そうだんまどぐち (2) 虐待防止に関する相談窓口

さきくたいはっしせきにんしゃ 虐待防止責任者 弘津 亨

きゃくたいぼうしそうだんまどぐちせきにんしゃ おからと ひでき 虐待防止相談窓口責任者 岡本 英樹

ご利用時間 8:15 ~ 17:00

(土・日・祝祭日・年末年始・その他事業所の休日を除く)

電話番号 0833-43-9810

ファックス番号 0833-43-7300

(3) 第三者評価実施の有無 まだ実施しておりません。

12. 非常災害時の対応

(1) 非常時の対応

とうじぎょうしょ ひじょうじ たいおう 当事業所の非常時対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応いたします。

(2) 避難・防災訓練

年4回実施します。

防災設備

ア、自動火災報知機(設備) 設置

イ、 防火扉 設置

ウ、誘導灯 設置

がじょうけいほう つうほうそうち まっち 非常警報・通報装置 設置

カ、消火設備

せっち
設置

キ、スプリンクラー設備 設置

ク、消火器 設置

※消防法上の基準は全て満たしております。

※カーテン等は防炎性のあるものを使用しております。

※震災等に備えて備蓄(食料・飲料水6日分)しております。

(3)消防計画等

第1しょうせい苑消防計画を策定しております。

消防署への届出日 : 平成27年4月

ぼうかかんりしゃ 防火管理者 : 相本 浩一

(4) 保険

事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社 : 東京海上あんしん日動火災保険

がたゅうほけんないよう : をものおよっじょう はいんにかかっかさいほけん加入保険内容 : 建物及び什器・備品に係る火災保険

かにゅうほけんがいしゃ とうきょうかいじょう にちどうかさいほけん 加入保険会社 : 東京海上あんしん日動火災保険

かにゅうほけんないよう りょうしゃ かた にちじょうせいかつじょう しょうがいほけん 加入保険内容 : 利用者の方の日常生活上の傷害保険

かにゅうほけんかいしゃ 加入保険会社 : AIG スター生命 (全国社会福祉協議会斡旋)

かにゅうほけんないよう こしせつの損害賠償保険

13. 当事業所ご利用に際しご留意いただく事項

利用されている方々の共同の生活の場としての快適性・安全性を確保するために、次にあげる事項について ご留意ください。

- (1) 外出について
 - ア、外出は保護者からの申請書提出・事業所の承認により実施できます。
 - イ、身元引受人及び親族以外の方と外出をされる場合は身元引受人の許可をとってください。
 - ウ、外出中の事故については、事業所は責任を負いません。
- (2) 持ち込みの制限

たいでは、特ち込みを制限することがあります。

(3) 飲酒・喫煙について

関連は、当事業所的の決められた場所でお願いします。 筒、ライターやマッチなどの着火用品については安全のために職員管理とさせていただきます。 値し健康面への責任は負いかねます。

ませるいである。 酒類のお持ち込みはご遠慮ください。飲酒は行事等の定められた機会にお願いします。

(4) 食品等の差し入れずは持ち込み

家庭等からの手づくり食品等の差し入れ、大は持ち込みについては、利用者本人の物のみに喰らせていただきますが、原則として生もの・未加熱の物はご遠慮ください。

(5) 他利用者との関係について

(共) 同生活を送る上でお互いを賛量し合い、何良くお過ごしください。他利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくこともあります。

(6) 事業所内の設備の使用上の注意について

まず筒の設備でありますので、紫紫の角法により、大切に扱うようにしてください。利用者の敬意や 過失により破損が生ごた場合はその賠償をしていただく場合があります。

(8) 貴重品について

・ 貴董品についてはご首分で管理してください。首 三管理において紛失や破損があっても、「事業」所は責任 を負いかねますので、できる隙り持ち込みはご遠慮ください。やむを得ず持ち込まれる場合で、首 三管理 の困難な利用者につきましては、希望により事業所にて管理をいたします。

(9) 宗教活動・政治活動・営利活動

利用者の思想、宗教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、及び営利活動はご 遠慮ください。

(10) 動物飼育

ピダュラヒュなト 事業所内へのペット等動物の持ち込みはできません。